

議案第 21 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条  
例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例

(野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例(昭和47年野田市  
条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援セ  
ンター」を「児童発達支援センター」に改める。

第4条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に  
改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」  
に改める。

(野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例(昭和47年野田  
市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援セ  
ンター」を「児童発達支援センター」に改める。

(野田市障がい者福祉手当支給条例の一部改正)

第3条 野田市障がい者福祉手当支給条例(昭和48年野田市条例第4号)の  
一部を次のように改正する。

第4条第4号中「第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関  
若しくは同法第7条第1項に規定する児童福祉施設」を「第7条第1項に規  
定する児童福祉施設若しくは同条第2項に規定する指定発達支援医療機関」  
に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理しようとするものである。

参考資料

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例(昭和47年野田市条例第7号)(第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(設置) 第1条 本市は、主として知的障がいのある児童の福祉の増進を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する<u>児童発達支援センター</u>として、野田市立こだま学園(以下「こだま学園」という。)を設置する。</p> <p>(業務) 第4条 こだま学園の業務は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)に関すること。 (3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関すること。 (4) (略)</p>	<p>(設置) 第1条 本市は、主として知的障がいのある児童の福祉の増進を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条第1号に規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u>として、野田市立こだま学園(以下「こだま学園」という。)を設置する。</p> <p>(業務) 第4条 こだま学園の業務は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)に関すること。 (3) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関すること。 (4) (略)</p>

○ 野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例(昭和47年野田市条例第8号)(第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(設置) 第1条 本市は、主として肢体不自由のある児童の福祉の増進を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する<u>児童発達支援センター</u>として、野田市立あさひ育成園(以下「あさひ育成園」という。)を設置する。</p>	<p>(設置) 第1条 本市は、主として肢体不自由のある児童の福祉の増進を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条第1号に規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u>として、野田市立あさひ育成園(以下「あさひ育成園」という。)を設置する。</p>

○ 野田市障がい者福祉手当支給条例(昭和48年野田市条例第4号)(第3条関係)

改 正 案	現 行
<p>(適用除外) 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とならない。 (1)～(3) (略)</p>	<p>(適用除外) 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とならない。 (1)～(3) (略)</p>

(4) 障がい者が児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設若しくは同条第2項に規定する指定発達支援医療機関又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所しているとき。

(5)～(8) (略)

(4) 障がい者が児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関若しくは同法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所しているとき。

(5)～(8) (略)